

（様式1の添付様式3、様式9の添付様式1）

従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表

○施設名生活支援ハウスとまと

○入所定員35世帯40人

○常勤職員が1週間に勤務すべき所定時間数40時間

○令和2年10月分

○（宿直体制加算を申請する場合のみ）夜間及び深夜の時間設定21：00～6：00

	業務の内容	職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							1～4週の 合計	備				
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			29	30	31	
					木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水			木	金	土	
1	生活支援員の業務	生活支援提供責任者	常勤・専従	日住 一郎	6.0	6.0	6.0		6.0	6.0	6.0	6.0	6.0			12.0	0.0	6.0	6.0	6.0			6.0	6.0	6.0	6.0	6.0			12.0	0.0	6.0	6.0		120.0	(管理者)		
2	生活支援員の業務	生活支援提供責任者	常勤・専従	無低 春美	8.0	14.0	0.0			8.0	8.0	8.0	8.0				8.0	8.0	8.0	14.0	0.0			8.0	8.0	8.0	14.0	0.0		8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0		154.0	
3	生活支援員の業務	生活支援員	非常勤・兼務	自立 次郎	5.5				5.5		5.5	9.0	0.0	5.5			5.5				5.5			5.5	5.5	9.0	0.0		5.5		5.5	9.0	0.0		73.0	月16日勤務 居宅移行支援と兼務		
4	生活支援員の業務	生活支援員	非常勤・専従	就労 夏美		8.0			14.0	0.0		8.0	8.0			8.0		8.0		8.0			8.0			8.0	8.0	14.0	0.0	8.0		8.0	8.0		116.0	月16日勤務		
5	生活支援員の業務	生活支援員	非常勤・専従	住宅 三郎	14.0	0.0			8.0	8.0		8.0	8.0			8.0	8.0		8.0	8.0			14.0	0.0		8.0				8.0			8.0	8.0		108.0	月16日勤務	
6	その他の業務	生活支援提供責任者	常勤・専従	日住 一郎	2.0	2.0	2.0		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0			2.0		2.0	2.0	2.0			2.0	2.0	2.0	2.0	2.0			2.0		2.0	2.0		36.0	(管理者)		
7	宿直体制に係る業務	生活支援提供責任者	常勤・専従	日住 一郎												2.0														2.0					4.0	(管理者)		
8	宿直体制に係る業務	生活支援提供責任者	常勤・専従	無低 春美		2.0												2.0							2.0									6.0				
9	宿直体制に係る業務	生活支援員	非常勤・兼務	自立 次郎								2.0												2.0								2.0			4.0			
10	宿直体制に係る業務	生活支援員	非常勤・専従	就労 夏美					2.0																	2.0									4.0			
11	宿直体制に係る業務	生活支援員	非常勤・専従	住宅 三郎	2.0																		2.0												4.0			
12	その他の業務	その他	非常勤・専従	支援 秋美				8.0						8.0							8.0					8.0									32.0			
13	宿直体制に係る業務	その他	断続的労働等	福祉 四郎			夜管	夜管		夜管	夜管		夜管	夜管	夜管		夜管	夜管	夜管		夜管	夜管					夜管	夜管		夜管		夜管	夜管	夜管	0.0	17：15～翌8：45(管理人)		
14																																			0.0			
15																																			0.0			
時間数 (4週 571.0 時間)					33.5	28.0	6.0	0.0	33.5	22.0	19.5	39.0	30.0	5.5	0.0	28.0	21.5	22.0	22.0	36.0	5.5	0.0	28.0	19.5	19.5	39.0	28.0	14.0	0.0	21.5	28.0	21.5	31.0	22.0	8.0	委託、宿日直、断続的労働		

作成する年月の実際の曜日を記入すること。

32時間を超えない場合は「32」と記載し「特記事項」に実際の所定時間数を記入すること。

各事業所において入所者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻を記入する。少なくとも22:00～翌5：00は含むこと。

同一の職員であっても「業務の内容」が異なる場合は分けて記入すること。

この例では21：00-22：00、5：00-6：00は通常、日常生活支援を行わないとされる時間帯なので2時間は「生活支援員の業務」には含めていない。

委託、宿日直、断続的労働等の時間は、備考又は特記事項に実際に勤務する時間帯を記入すること。

○生活支援員が配置される月について、月単位の変形労働時間制を採用している場合はどの日を平日として勤務するかが分かるように記入すること。

* 2 9日から3 1日は4週の合計時間数には含まれませんが、各事業所において勤務する場合はどのように記入するかを記載してください。

* 他事業所と兼務の職員についても当該日常生活支援住居施設で勤務する期間を記載してください。

* 勤務すべき所定時間数として算定されない宿日直時間帯は時間数は記載せず該当する部分の色を変えてください。

* 勤務形態が「委託」「断続的労働等」の場合は業務の内容で「生活支援員の業務」は選択できません。

○生活支援員が配置される者の数2

＝

必要な生活支援提供責任者の数2

○入所定員と生活支援員数の比率

入所定員（世帯）35

：

生活支援員の常勤換算人数3.57

＝

9.81

：

1

【特記事項】

- ・日勤は8：30-17：30の8時間勤務を基本とし、8：00から21：00の間で時差出勤あり。
- ・宿直勤務時は8：30-翌8：30の16時間勤務。22：00-翌5：00は宿直時間帯。上表では黄色の色で記入した。時間数は宿直開始の日に次の日の勤務時間数もまとめて記入した。
- ・月単位の変形労働時間制を採用。
- ・管理人は断続的労働による勤務。勤務日を「夜管」と表記。
- ・就業規則、宿直・断続的労働・最低賃金減額特例の許可証を添付。

必要な書類を添付すること。